

サルパスポート

ウフフフ！重信・吉村親娘久しぶりの再会か？（詳細次号）

2001

卯月

APRIL



画・戸平和夫

帰国者の裁判を考える会

THE PASSPORT

2001.4.7 No. 98

The Supporting Association for Trials of the Returnees (JRA concerned)

私たちの立場

- (1) 日本赤軍の思想と実践から区別された、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少数・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。

帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

TEL 03(3591)1301 救援連絡センター 気付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail sper@tky.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回以上刊 定価300円 年間2000円(税込)

21世紀最初の『土地の日』へのメッセージ

2001年3月30日 帰国者の裁判を考える会

アラブ・パレスチナ、そしてレバノンの皆さん!

サラーム・アレイコム。コンニチハ。

「帰国者の裁判を考える会」は、自らの地に還るべく、人権をとりもどすべくインティファーダ・アクサを闘っておられる皆さんに、連帯の挨拶を送りたいと思います。また、シーバ・ファームを取り戻そうとして闘っておられるレバノンの皆さんに、連帯の挨拶を送ります。

私たち日本人は、20世紀には1945年8月15日まで、台湾、朝鮮、中国、フィリピンそして東南アジアの国々を侵略し、植民地にしました。歴史を振り返れば、日本は、まさしくイスラエルがアラブに対してやってきた事を、アジアの隣人に對してやってきました。日本は、半世紀にわたって、アジアの国々を植民地にしてきました。

21世紀には、日本はアジアの人々と友人となりたいものだと、私たちは願っています。だからこそ、私たちはアラブの人々がイスラエル、そしてそのボスである米国に対して闘っているのを支持します。アラブ・パレスチナ、そしてレバノンの人々が、人としての尊厳、自分たちのものである土地を要求して闘っている姿を尊敬しています。岡本公三にレバノン初の政治亡命を認めてくれてありがとうございます。私たちは、あなたたちのもてなしに感謝しています。

最後に、私たちは、去年の11月8日から警察に拘束されているシゲノブ・フサコさんを支援しています。この3月12日には、ヤマモト・マリコさんが保釈になりました。検事たちは、物証もないのに、シゲノブ・フサコ氏を『テロリスト』の指導者として刑を課そうと躍起になっています。アダチ・マサオ氏、ワコウ・ハルオ氏、トヒラ・カズオ氏から、皆さんに連帯の挨拶をとのことです。この3名は、現在公判中です。

正義の闘いを担っているアラブ・パレスチナ、そしてレバノンの人々に栄光を!

平和と人としての威儀を求める民族を超えた連帯、万歳!

「土地の日」とは――

1976年、3月末、パレスチナ被占領地全土で、大デモンストレーションが行われ、数名が虐殺された。これがその後の「土地の日」となった。

現在、インティファーダ・アクサが闘われている。パレスチナの人々に心ばかりの連帯の気持ちをメッセージとして発信する。21世紀には、パレスチナの人々が歴史的な不正を糾し、祖先の地にもどり、全ての人々と共に、新しい社会を建設していくま

日本赤軍問題 その3

’01.3.25 丸岡修

(’00.12補足がその2 弁護士の皆さんへの報告をも兼ねて)

1. 今回の弾圧の特徴

(1)合法的公然組織としての登場の阻止。治安当局の目標は、非合法化された者の拘束。組織消滅だけでなく、合法的組織の登場そのものをつぶそうとしている。赤の国内における政治的認知の阻止に置いている。「テロ組織」というイメージを赤軍自身が国民に与え続けてほしいというのが敵の望みである。それが故に、「犯人隠避容疑」による徹底弾圧。3・9には中川氏を拘束し、3・24に村田氏を拘束。重信同志潜入とは無関係の進歩的勢力に対するガサ入れも拡大。一斉逮捕は避け、さみだれ的に逮捕し、ガサを恒常に続ける態勢を作っている(「泳がせ」もある)。赤に対する恐怖感を進歩的勢力全体に与え、対オウム真理教のように社会的孤立を国家の意志としてもたらそうとしている。

(2)弁護活動の妨害と弁護士への圧力。ドイツやペルー(フジモリ旧政権)のように正当な弁護活動自体を「過激派支援」として封殺することを目的としている。検察は「弁護士会への懲罰提起」を公言し、弁護士への圧力を強め、安田弁護士のように別件デッチアゲによる弁護士自身への弾圧すらも有り得ると思わせるほどの状況である。

(3)更なる弾圧の可能性。新左翼弾圧の手法を「オウム」弾圧に適用し、拡大し、今度はそれを新左翼弾圧に適用している。法務省が憲法違反の「オウム規制法」を日本赤軍弾圧をも射程にしていてることは公然の秘密である(野党が「オウム」と法的適用対象を特定しなければ、「リッダ」を根拠に赤にも適用可能だった)。今後は、勤め先に宿泊したりすれば「免状不実記載」などのカッターだけで「銃刀法違反」だの「旅館業法違反」だの「転び公妨」だのによる弾圧も有り得る。

2. 対抗策

あくまで一つの意見である。新組織の具体化と早急なる登場が必要だ。重信12・12意見書への呼応でもある。被逮捕者たちの救援も大事ではあるが、赤の者たちまでもそれでは受動でし

かない。これ以上の被害を出さない強い守りと攻めの姿勢(現在は新党結成)を第一にすべき。攻撃は最大の防御なり。「生きようと思えば死に、死のうと思えば生きる」と故事にはある。

3. 今回の敗北の因

情報不足且つ国家権力の手中にある者が色々と書くべきではないので、気になる点のみ記す。そもそも遠因は、87年に私が国内地下工作に失敗したことにある。また87年まで赤の非公然性徹底化の任は私にあったのに、私の怠慢によって組織的蓄積に出来ていなかった。今回の事態は国内外の非公然拠点(人・所)が敵の監視下にあることへの警戒の弱さによると思う。敵を過小評価するのは私の被逮捕の主因である。合法身分であっても非公然の者(国内外)は発覚している可能性を考えた方が良い。75年に「東ア反日」が根こそぎやられたが、公安当局は可能性のある者1万名のリストから絞ることから始まった。私自身、当時は教訓にしたが現在は忘れていた。敵が「友達の友達は皆友達」を関係者としてマークしていることを一瞬たりとも忘れてはいけない。

インターネットの可能性。11月の検事調べの際、私が聞くと、週刊ポストの記事を「データラメもいいとこ」と強く否定していた。却って怪しい。しかし国外との通信が一部CIAに監視されていることは同志達も知っている。そのようなシステムをビル・ゲイツは不可能と言っているらしいが、クルド民主党オジャラン議長の行く先がことごとくトルコに洩れていたのは、イスラエルが衛星電話を盗聴していたからと信じられている。私も昔、PLO情報部に国際電話回線の盗聴システム、東西間・欧中東間通信のCIAの分析センターが英と伊にあることを聞いた。全会話を人間が聞くのではなく、「階級闘争」など会話中に指定したキーワードが含まれているとコンピューターがその会話を抽出する。それを人間がチェックするのだ。そもそもインターネット自体も米国防総省の開発である。

4. 重信同志の12・12意見書について

私が3月の「帰國者歓迎集会」向けに書いたのは、当意見書内容を知らないで書いたもの。被疑者段階での「旅券法違反」被害者の方々への勾留理由開示公判での自己批判表明に対し、批判する向きもおられると思うが、我々の心情としては早い時期の表明が必要とされた。その点、ご理解請う。私はこの意見書を支持する。(「KAWADE夢ムック」で公表された文章は、被害者名が実名のままになっており、この点も謝罪せねばならない。公判では実名で表明することもあり、この点、救援関係の皆様にも留意をお願いする。)

5. 私の文章について

『ザ・パス』95号に書いた「5.30声明批判及び大道寺氏の赤批判への意見」や今までの拙文について、同志たちの中には「治安当局に情報を与える。書き過ぎだ」という批判を持つ者も居ると思う。私は被逮捕以来、現在まで公表文書、書信の記述、面会での発言の中に出る事柄、人名、地名等の全てが公安当局に筒抜けしていることを前提にしてやっている。

原則は、①敵に新たな一切の情報を与えない

②敵が知る情報であってもその真偽を明らかにする追認は一切しない ③国内味方勢力、他の革命運動、社会主義勢力等に害を及ぼすことも一切明らかにしない。

その上で敵が知っているのに味方の人々が知らない事柄については、必要に応じて明らかにすることにしている。そして治安当局に対するフェイントとして意図的に書いたりもしている。しかしながら、私が拘束されるまで赤とは全く無関係であってもその後のことを私は知らない。偶然に敵には新たな情報になったことがあるかも知れない。それが被害に結びついたとすれば、私の過失は取り返しのつかない重いものである。今後は自戒する。

6. 私の判断における欠点

①昔は徹底した機密主義、非合法主義であった。「必要な者にも必要な情報を与えない」と必要以上の保安(そのくせ油断と拙速で保安を緩めてパクられた)。
②心情で判断する。「何々では可愛そう」で同志・友人に対応し、逆に危険にさらす。また大局的気配りではなく、小局的気配り(余計なお世話)。②は未だにそうであろう。

浴田由紀子さんからの便り 01.03.29

お元気ですか。

東拘女区は今、桜が満開です。ようやく春です、と同時に、私の出戻り東拘ぐらし7年目に突入です。いっぱいの支援、はげましや、知恵や力をもらって元気にやれています。ありがとうございます! そして、裁判も今年は結審まで進みます。なかなか、今の役割を上手に果たすことができていませんが、回りに同志も増えてしまったことだし、力を合わせて、間口を広げて、がんばっています。これからもケツをたたいて、カツを入れて、知恵と力を貸してください。新しい社会の実現へ共に歩を進めたいです。

報告をサボっているうちに、どんどん進行している浴田公判について報告します。

昨年秋から、弁護側立証に入り、吉村同志、宇賀神同志、荒井同志の証人出廷を実現してきました。法廷は同志たちの半生を聞きなが

ら、時代と、生き様と4半世紀前の「闘い」とを問い合わせし、総括を深め合う、場へと進化してきました。さらに1月には、斎藤さんと浴田の友人であった大島啓司(朝倉喬司)氏を、2月公判では、戦後補償問題を一貫して担つてこられた竜谷大学教授の田中宏先生を証人に迎えました。

大島さん証言は、60年代~70年代のこの国の革命運動の現場で大島さん自身が経験し、問い合わせてきたこと、そして斎藤さんや浴田との出会いと共同を、ゆかいなエピソードをまじえながら話してくれました。「マルクス主義は人々を解放するはずの論理が、人々を抑圧するものになってしまっているのは何故か……」「個人の意志が集団の論理に解消されない闘い方を……」求めて、生き方闘い方を試行錯誤しながら、今なお社会の変革に向けて初志を貫き続けている証人は、"これ

は、今の私へのゲキだな、フニャケていることへの相互批判だな」と胸をふるわせる被告人に「今でもチンペーさん(被告人)は私の同志だと思っています」と言ってくれました。

同世代人である裁判長は、そうした大島さんの証言のあとで、「あなたは何故、バクダンを投げなかつたのですか? 勇気がなかつたのですか」と聞きました。大島証言は、あの時代を生きた者たちのその後の「道」と今の「席の違い」が、『バクダン』でも『武闘』でもなかつたことを……ただ初心を貫こうとするのか否かだけだったことを、裁判長を含むあの場のすべての者たちにつきつけたのだと思います。そうして被告人にもまた、『バクダン』と『非公然』に甘えることはなかつたのかと……。

2月27日、田中宏先生の証言は、60年代アジア学生会館の職員として、留学生たちの相談役になった「それがすべての出発点です」という言葉で開始されました。留学生たちの日本を見る目、日本や天皇に対する考え方を知る中で、先生自身が、日本の戦争責任、戦後責任の問題に気付き、取り組むようになった過程を、様々な留学生の言葉をあげながらていねいに話されました。70年代初め日帝の侵略・戦争責任を糾弾する東アジア反日武装戦線の闘いが開始されたとき、「ようやく日本にもそういうことを問題にする部分があらわれたか……」という思いであったと……。そして、弁護人の77年浴田たちが釈放されたハイジャック闘争について、アジア人留学生の反応は、という質問に、

「……彼らは、自分たちの仲間を引っ張り出すということを要求したようだけど、もしあのときに天皇の退位を要求したら、日本政府はどうただろうね、という。それから一方では、どうして彼らはそういうことを言わないんだろうねということを言われて、……天皇の問題というのは……かなり過激などいうか極端な行動をとる人も、そのところは手が届かないように見られるのかなあと……私としては衝撃的な会話でした」

最後に、20年前の東アジア反日武装戦線の問題提起について、

「……方法については反省しているのかなと……私はたまたまアジアの青年たちとの非公式の会話の中で日本のある姿というのを見せられてきましたので、それに率直に反応する日本人が出てきたという点で、一定の役割を果たしたのかなという感じはしています」

70年代アジアからの人々との出会いの中で、同じ問題に行き合って、日本人として今あることの責任を取らなければならないと東アジア反日武装戦線の闘いに参加した私自身と、田中先生との違いは何であったのだろうか、自分に問い合わせながら証言を聞いていた。かって、そして今なお抑圧され、搾取されている、被害者、被抑圧者たちに寄添うこと、彼らのありのままの今を、生活を同伴しつつ、問題を解決していくこと、そんな姿勢が私たちには欠けてしまっていたのではないかと気付きました。「日帝本国人」「被抑圧人民」という違いを固定化し、観念化し……、現実に生き苦しんでいる生活の場からの闘いを共にする道を断ち切ってしまったのではないかと。そしてそれは今、なお、誰と共に、どう、何を目指して闘うのかという、問い合わせて、問われて続いていることなのだと。

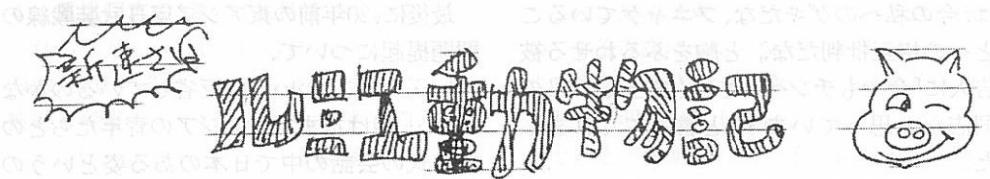
証人尋問は、1回1回被告人にその未総括をつきつけ、総括深化と自己変革をせまるものになっています……さあ、ガンバレ!

田中先生証言を終えて、証人尋問はいったん終了し(5月に母が証人出廷します)、3月22日からは本人尋問に入りました。この日は子どもの頃から東アジア反日武装戦線”大地の牙”に参加するあたりまでをやりましたが、惨敗! 心の準備不足、戦時も戦前もないダラダラ発言。言いたいことのんびりも言葉にならないシドロモドロでした。しっかり反省して次回バンカイです。

「同志友人の七光り」というのは裁判には通用しないようです。

ガンバレ! みんなお元気で!

ゆき子



雀の続き：

でも、雀達が飛べるようになると、獄中で飼っていた雀達は姿を消す。飛べるようになつても飼い続ける者はなかつた。自分達が自由を制約されているのに、雀の自由の制約までするのはいやだったのだろう。

しかし、ただ一人、わが同房者のレバノン人の青年が、雀を飼いたがつていて、もう飛べるようになつていていた雀を手に入れた。もちろん、雀は飛べるので、房の中でも、じつとせずに飛んで行く。まだ飛び始めたばかりなので、飛び上がっては、どこかに止まるという事を繰り返してきた。彼は、糸で雀の足を縛って、逃げないようにした。

勿論、皆、彼に放してやるように言つてゐるのだが、彼は飼いたくて仕方がなかつたので、聞き入れなかつた。しかも、彼は雑役をやっていて、昼間は房の外で仕事をしているので、結局、その雀の世話は、房内の者がみなければならなかつた。

この青年は20才になつたばかりで、既に1年ぐらゐルミエで暮らしていた。これは、典型的なレバノンの貧困層の青年で、レバノン南郊のシーア派だつた。サイダの家を出て、パレスチナ組織で、多分ファタハだと思うが、そこでコマンドをやつていたようだつた。しかし、そこから銃を持って逃げ出し、銃を売つて、ベイルートに仕事を求めてやつてきたようだ。同じ様な経緯の青年達は、獄中に一杯いた。パレスチナの軍事組織は、給料が出て、飯が食えるので、貧しい少年たちの”失業対策”になつてゐた事がわかる。

彼は、ベイルートで、いろいろな事をして生活していたみたいだが、身分証を持っていらず、警察の臨検で逮捕され、ルミエの近くだったので、そのままルミエに放り込まれていた。しかし、裁判も何もなく、放置されたまま、1年過ぎていた。本人も、全くどうなつてゐるのか分からず、そのままの状態になつてゐた。彼のように放置されたまま、刑務所にいる者も結構いた。

20才といつてゐたが、まだ世間知らずの子供だった。いつも、もう一人のレバノン人の同房者の青年から文句を言つてゐた。この青年は、文句を言うだけでなく、少年のような同房者の面倒をよく見てやつてゐた。

この年上の青年は、バイク専門のドロボーさんで、本人は知らないで、バイクを売つたら、盗難車だったと、ドロボーである事を否定していくが、後で、グループでバイク専門に盗んでは売り捌いていた事がわかつた。この青年もシーア派で、毎日祈りを欠かさない敬虔なモスレムであった。年齢は、27-28才で、妻帯者だつた。

この青年の母親は、毎週2回、せっせと食事を差し入れてゐた。彼は、若い青年を含め、私達が房に入るまで、8人の同房者を差し入れで食べさせていた。そのため、彼は、私達が房に入るまでは、「シュワイーシ」と呼ばれる房の長になり、一つしかないベッドの上に寝る権利を持っていた。どの房もそうやって「シュワイーシ」が決まつてゐるようだつた。そのため、彼のお母さんは、せっせと大量の食事を差し入れてゐた。

何しろ、日本のように、官給品というものが、寝具や食器含めて一切なく、獄中者が自分で調達しなければならなかつた。私達の場合、差し入れもなかつたので、他の獄中者が寝具などを貸してくれ、食事も獄中者達が、自分達の差入を回してくれた。

官給食はあるが、差入のある獄中者は、誰も食べず、私達にも「食べない方が良い」と言つてゐた。私達はもちろん食べたが、3年間、まったく同じメニューだつた。その意味で、家族で作られた食事は美味しい、また楽しませてくれた。私達の差入が入るようになってからは、私達への差入も、彼等と一緒に食べた。

雀に話しを戻すと、雀の方は、ヒモで足を縛られ、窓の所に置かれた。何度も、他の雀を見る度に、飛び立とうとするが、ヒモに引っ張られ、そのまま落下し、ヒモで釣り下げられた状態になつた。

エサは、官給食も、昼に米の御飯が出るので、御飯を食べさせたり、パン屑を食べさせたりした。アラブにいるどの動物も、パンを食べる。日本で犬や猫がコメの飯を食べさせられていたように、アラブでは、犬も猫もパンを食べさせられる。

パンは、平らで丸いアラブパンで、ルミエでは、パンは普通のパン屋から買っていった。パンは1~2キログラムづつ配当があるので、私達の房は人数が少なかったので十分だったが。それで、雀もパンを食べる。

わが若い方の青年は、雑役をやりながら、時々、鉄扉にある小さな窓から中を覗いては、雀の様子を見ていた。雀がまだいるのに安心して、仕事を続けた。

雑役の仕事は、廊下の掃除、食料の配当が主で、雑役頭(これも、シュウイーシと呼ばれている)の指揮の下に、10人ぐらい居て、一つの階を担当していた。早朝6時から午後4時まで、房

の外に居れるので、なり手は多かった。また、雑役の特権を使って、配当する物の上前をはねたりできる。また、他房間の便宜を図ってやる事で、チップが入ってくるので(大抵は、タバコ)、実入りもあった。

看守は、各階に一人か二人しかいらず、房の鍵の開け閉め以外は、雑役頭が取り仕切り、当然、雑役頭がその階の実力者となる。

雀は、あんまり可哀想そうな状態なのと、本人が世話をするわけではないので、放してやるよう説得して、やっと雀は自由になった。一方、私達獄中者は、不自由な居住者であり続けた。

早朝など、時々、窓の外の縁に止まって、中の様を見ている雀がいる。起き上ると逃げるの、寝たふりをしていると中の人間を不思議そうな顔をして眺めていた。雀の顔は、「こんな狭い所に閉じ込められて、かわいそう」と同情してくれているようだった。

戸平和夫さんの公判報告 2001年3月13日

第7回公判報告

3月13日は、ストックホルムから強制送還されて、丁度26周年でした。26年後の同じ日に、その時の自供調書について任意性の問題についての本人尋問が行われました。

初めに寒竹先生からの尋問で、質問はストックホルムでの拘留の状況から、日本での逮捕、拘留の状況、取調べ状況についてでした。

ストックホルムでは逮捕ではなく拘留であったこと、国外退去の規定にも関わらず強制送還されたこと、また、日本では愛宕署の留置場に拘留され、それがひどい状況であったこと、そして、取調べが長時間にわたって行われたこと、家族が何回も私との面会に連れ出されてきたこと、弁護人選任への介入があったことなどを証言しました。

和久田先生からは、追加的に、長時間の取調べがどのような状況になっていたかと聞かれ、精神的、肉体的に疲労困憊していたと証言したのです。

その後、検察側からは、「すべて判っているので供述する」とある17日の供述調書について、「どのように考えていたのか?」と聞かれました。「どのように考えられていた」と私は答

えました。(赤軍を辞める)「決意書」を書いた経緯について、本件容疑の取調べよりも、赤軍を辞めることを要求する圧力になっていたことなどを、私は証言しました。また、「奪還された後、自供について何か問われたか?」と検察に問われ、「もちろん、総括をしたし、自供の問題は主要には私の主体的な問題としては捉え返している」と答えました。

この時、和久田弁護人が検察側の質問が内容に入りすぎているところで、異議を申し立てたのですが、裁判長は、「これは、証人尋問と違うので、本人が供述するのであれば止めない」として、尋問が継続されました。

検察は、更に、家族への被害というものがどうであったかなどの点について質問し、最後に、調書の署名、指印について確認しました。

続いて、裁判長からの質問がありました。裁判長は、私が自供は主体的な問題であるが、供述の任意性にも問題があると主張したことについての説明を求めました。私は、供述そのものが任意でなかったことを説明するのに、任意性の捉え方について主張していました。やるべきだったのは、任意性の説明ではなく、任意性を否定している事実だったのですが。

全体として、私の供述での自供の任意性の問題についての主張は、十分なものではありませんでした。特に、自供を主体的な当時の思想的、主体的な弱さの問題として自分自身が捉えていることと、供述が取り調べ下の圧力による強制であった事実とを区別・整理して述べることができませんでした。更には、具体的な事実関係について、十分記憶を掘り起こせず、「供述は、自らの意志ではなかった」という実感のみに依存していたことから、証言を不十分なものにしてしまったのです。

今回の問題を教訓にして、次回公判から正し

ていけるようにしていきたいと考えています。次回は、4月25日、午後1時20分からです。まだ、中身は決まっていないとのことです。

今回は、せっかく、6人もの人達に傍聴にきて頂いたのに、被告は一体何を主張したいのだと疑問を抱かせたかも知れません。いまさらながら、26年前の自供を悔やみます。この問題は、まだ今回の公判で終わるのではなく、続いていくので、きっちりと正していくようにしたいと思います。傍聴に来ていただいた皆さん、忙しい中、どうもありがとうございました。

☆ご案内

4月公判予定

(西川さん公判は、お休みです)

17日(火)足立さん。15:30から、530号法廷。傍聴券不要。

18日(水)和光さん。10:00から。4階にて。傍聴券必要。西川さんが証言します。

20日(金)浴田さん。本人調べ第二回め。530号法廷。傍聴券不要。

23日(月)ふうちやん初公判。13:00から104号法廷。傍聴券必要。

25日(水)戸平さん。13:20から、428号法廷。傍聴券必要。

16日(木)山本さん。10:00から429号法廷。傍聴券必要。

お知らせ

ふうちやん連で「犯人藏匿」容疑で公判中の大阪4人衆(現在、全員保釈中)、3月8日「犯人隠避」容疑で逮捕された森氏。

3/21(水):吉田氏結審。求刑1年。4/11(水)判決公判。

3/28(水):森氏、処分保留で釈放。

3/29(木):片岡・大賀氏結審。求刑1年6月。5/1判決公判。

4/24(火):松尾氏結審。

3/9(金)神奈川で逮捕された中川氏は、3/28頃起訴される見込み、24日頃には村田氏が『犯人隠避』容疑で逮捕されています。

そして、14日(土)は、「重信房子さん訪日歓迎集会」(重信房子さんを支える会主催)が、文京区民センター3A室で予定されています。ぜひお集まりください。

午後1時半開場 午後2時~5時まで。 資料代1000円です。

明るい話題を一つ

浴田ジュニアT君が、皆さんの暖かいエールのおかげで、卒業までこぎつけました。本当にありがとうございました。卒業式会場の体育館には、若い野獸諸君がワイワイ、ガヤガヤ。茶髪、金髪、リージェント、角刈り、何でもあります。さて、T君は何処?一番元気そうにしている若者がいるが、あれは何処の息子なのだろうか? うちのT君でした。同世代の中のT君を初めて見ましたが、溶け込んでいる様子だったので、安心。今日は、安心する事がたくさんある良き日。国歌斉唱の時は、起立せず、歌わず。前日に式の予行演習をした野獸諸君は、校長先生の前に呼ばれて卒業証書を受け取りました。どのように目立つ答え方をするかを競っておりました。

(Y)

読者からのお便り

〈Tさんから〉

今晩は、『ザ・パスポート』編集部の皆様。福岡の定期読者のTです。今回は『ザ・パスポート』No94の内容について幾つかお尋ねしたいことがありますので、こうしてお手紙を書いています。

まず最初に戸平和夫「被告」の冒頭意見陳述の部分です。

①6頁左側の一番上の段(前頁右側の段の真ん中ほどから続くシオニストのテロの特徴を第1のテロ、第2のテロといった風に分類している箇所の中で)、第2のテロについて「このテロにはあらゆる手段が用いられる」として車爆弾、手紙爆弾コマンド作戦による暗殺、ロケットやヘリコプターによる軍事攻撃による暗殺があげられています。

2番目にあげられている手紙爆弾コマンド作戦による暗殺とは具体的にはどのようなものなのか、教えていただけないでしょうか。車爆弾、ロケットやヘリコプターによる軍事攻撃による暗殺はどのようなものかイメージがしやすいのですが、手紙爆弾コマンド作戦による暗殺とはどんなものなのかながまったく想像がつきませんので。

そしてロケットやヘリコプターによる軍事攻撃による暗殺で、確実に狙った革命組織の指導者個人や組織に打撃を与えることができるのでしょうか。ロケットやヘリコプターによる軍事攻撃ですと、攻撃地域を面として叩くことはできるかもしれません、確実に指導者個人の命を取り、組織に打撃を与えるとしたら、戦前の日本での「一人一殺」をスローガンにした「血盟団」ではないですが、ナイフかピストルということになると思うのですが。

②6頁右側の一番上の段の「加えて、ソ連、東欧社会主義諸国が崩壊して以降、民族自決を求める国々は……(後略)」の件の中で、「どの国もアメリカと日本などの帝国主義同盟国が示す基準に従わなければ生存すら出来ない状況に置かれている」と合衆国と日本を並列的に独立した帝国主義国として並べていますが、現実の日本は果たして独立した帝国主義国なのでしょうか、ガイドライン、組織的犯罪対策法を巡る日本政府の行動を見ていますと、日本は独立した帝国主義国とは言えない、私は考えるわけです。

しかるに戸平和夫「被告」は合衆国と日本を並

列的に独立した帝国主義国として並べておられるのでしょうか。

P 9～P 10にかけて2000年9月27日付けの山本万里子「被告」の出廷報告が掲載されていますが、山本万里子さんとはどのような人なのでしょうか。かつて流行った言い方を借りて言うならば「Yamamoto Mariko is Who?」ということになりますが。

「ベイルート4」の中でも山本万里子さんは「国際誘拐団」による拉致・監禁によって強制帰国させられて、初めて名前を聞きましたので、どのような人なのか、その人となりを差し支えのないかぎりで結構ですから、紹介していただければ大助かります。

これから本格的な寒さの季節を迎ますが、獄中の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に気を付けてくださいませ。そして外部交通権のある「ベイルート4」の人達、そして「帰国者の裁判を考える会」で支援されている人達と文通なりとできればいいと思っています。

2001・1・7

【編集係から】

「手紙爆弾コマンド作戦」は「手紙爆弾、コマンド作戦」の誤植と思われます。

〈Rさんから〉

寒さが厳しくなってきましたが、お元気でしょうか。

Kさん(川村弁護士のこと、編集係注)が「インパクション」に書いた文章は、私にはとてもいいもののように思われました。今までいろいろな形で言うべきことだったと思いますが、獄中に在る、又は海外に在る人達に対して、「心情」みたいなところで処理されていたのではないかでしょうか。

事件から30年近くたち、やっと、幻想の思いみたいに思ってすがってきたものが、どんなに形のないつまらないものだったのか、言ってもかまわなくなるまでの月日・年月が幻想分大きかったのだと思います。

Kさんのような人がいて、やはり幸運であったと思いました。これは、救援誌上の「大本営発表」のような各党派の文章にもあると思っています。

結局、各々の内部では処理できないことなんでしょうか。去年の中で一番印象に残ることでした。

山本万里子さん公判報告 2001年3月28日

3月9日の第11回公判と、3月22日の第12回公判について報告します。この間に、皆様や弁護士の先生方のご支援のおかげで少し進展がありましたので、何時になく晴れやかな気分で報告できるのを、大変嬉しく思っています。本当にありがとうございました。

3月9日(金)の第11回公判は、予想したように、XX証人はまたもや出廷しませんでした。しかし、彼から裁判長あてに書簡が届いていて、「次回には出廷します」と書かれていたので、次回は拘引という強硬手段は採らず、3月22日に11時から午後いっぱい使って、XX証人尋問を行うことを確認しました。そして、その次の公判予定日として4月26日の10時から12時が期日として確保されました。

証人が2回も公判をすっぽかしたので、私はこの法廷で私の保釈について、裁判長が明らかにするだろうと期待していたのですが、何も触れられずに閉廷になりました。

保釈について、この日、弁護士の先生に会って様子を聞けると思っていたのですが、会えませんでした。重信同志を支援したとかの廉で、この前日に大阪で一人、この日に東京で一人が新たに逮捕されるという事態があつて、弁護士の先生方は、更なる多忙な状況に追い込まれたことが、その主要な原因です。それでも、先生から連絡が無いということは、保釈の可能性も少ないということなのだろうと、12日(月)夕方、寝具を敷き始めた6時頃看守が来て、「保釈だから、荷物をまとめるように…」と。「エー、前もって言ってくれたらよかったですのに——」とグチって、今敷いた布団をまた畳んで、荷物まとめ、それを看守らが手伝ってくれるといったドタバタ劇で出所しました。

後で知ったのですが、東京地裁は、9日に私の保釈許可を決定しましたが、検察官は、これに反対し抗告。従つて、その結論は、東京高等裁判所に委ねられ、高裁は、12日(月)に、検察官の抗告を棄却する決定をしたということです。

こうして、丸1年ぶりに拘置所から釈放され、レバノンでの逮捕から通算すると丸4年ぶりにシャバに出られたという訳です。皆様、本当にありがとうございました。

行く先がまだ限られてはいますが、電車をいろ

いろ乗り換えて、出歩いています。4年間の拘禁生活で筋肉が落ちて、体力が弱くなっていることを嫌でも知りました。すごく疲れてしまい、体力の回復に、しばらくかかりそうです。

3月22日の公判は、従つて初めて裁判所の表玄関から入りました。弁護士の先生と打ち合わせなどあって、十分話しができませんでしたが、法廷の前で、何人かの方達と会えて、挨拶程度はできたのが、とても嬉しかったです。

今回は公判にXX証人は来ました。冒頭で彼が私に挨拶してくれて、私はドギマギしていました。私の方は、どちらかと言うと、疑い深く身構えていたからです。

検事による尋問から始まりました。それは、私達が不同意にしていた昨年12月の調書に、ほぼ沿ったものでしたが、XX証人の返事が、それと違っていて、検事は顔色が変わっていました。長澤検事の作文した嘘について、XX証人は「覚えていない」とか「記憶していません」とか答え、殆ど覆す形になったからです。

例え、調書の中で、「重信さんは、山本さんに連絡を取る為の電話番号を書いたメモを、私に手渡してくれました」となっているのですが、法廷で、彼は、「メモを渡された記憶なし、メモを渡されていないという記憶もない」と答えました。また、調書の中で、「山本さんは、山本さんも重信さんから奥平さんの出国の件を直接頼まれたという趣旨の事を言つてから…」とされている点についても、正直に、「特に、誰に指揮されたと言葉にした会話はなかった」と答えたりです。

検事による尋問はよく整理されていなくて、打ち合わせもなかったのかも知れませんが、証人の回答を聞いていてはっきりしたのは、彼が、私達に敵意を持っている訳ではないという事です。検事の調べに応じたのは、「重信さんが帰つてこられ、既にパレスチナの人々を助けるというの終わつたと思った。自身の事件とのかかわりも、これで終りだと思った。自分のような者を拾つてくれた日本の社会の寛容さに救われたと思ってきた。今回、山本さんが戻つてきて、重信さん戻つてきて、素直に話そうという気になった」ということで、実際、素直に答えていたので、弁護人

と私達は、準備していた質問の多くを削除して、事実と違う点だけ聞く事にしました。

弁護人が、「山本さんは、○○と言っています」と言うと、彼は、「あっ、そうですか。それでは、これは、私の記憶違いでしよう」と取り消したり、「旧い昔のトギレトギレの記憶に辻褄を合わせるため、検事と一緒にジグソーパズルをやっていた」と語り、「山本さんにきけば、わからと思いました」と言って、法廷中が笑ってしまったくらいです。

弁護人からの尋問の中で明らかになったのは、彼が現在も鮮明に事実を覚えていると言う事ではなく、理屈からこうでしかあり得ないのでこうであろうと推定しているに過ぎないとのこと。

また、彼が重信さんに会いに行ったのは、重信さんの方で来てくれと頼んだのではなく、彼の自発的な意思で出向いたことなど明確にな

りました。更に、26年前の調書との違いだけでなく、3ヶ月前の調書と法廷での答えが違っていることが多々あり、この事は、如何に長澤検事が強引に作文したのかを明らかにしました。そして、証人は「違う」と訂正を要請しましたが、長澤検事がそれを認めず、証人も早く取調べを終わらせたかったので、細かいことにいちいち異論を挟まないようにしたと取り調べの様子を暴露しました。

結論として、訴因変更の要素である重信さん私との共謀を明確に証明する発言は全て覆されました。私は、この件で、重信同志は無罪になるだろうと信じます。

次回、4月26日、私への尋問です。その後については未定です。ひとまず、外に出ましたので、慌てず、頑張って行くつもりです。引き続き、御支援下さい。

山本万里子さん保釈決定

1. 東京高等裁判所決定

決定

被告人 山本万里子

上記の者に対する有印私文書偽造、同行使、免状等不実記載、旅券法違反等被告事件について、平成13年3月9日東京地方裁判所がした保釈決定に対し、検察官から抗告の申し立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。
主文 本件抗告を棄却する。
理由

本件抗告の趣旨は、東京地方検察庁検察官杉本秀敏作成の抗告および裁判の執行停止申立書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

論旨は、要するに、被告人については刑訴法89条4号に該当する事由があり、かつ、裁量により保釈するのも相当でないのに、被告人の保釈を決定した原決定は不当であり、原決定の取り消しを求めるというものである。

そこで検討する。

本件拘留の基礎となる事実は、日本赤軍の構成員である被告人が、重信こと奥平房子、XXら数名と共に、奥平純三を小嶋幸一であるようになって出国させるため、同人名義の一般旅券を入手しようと企て、昭和49年4月、同人名義で虚偽の一般旅券発給申請用紙2通を偽造

し、これを他の必要書類とともに東京都の旅券課係官に提出して行使し、更にこれを外務大臣官房の旅券課係員に回付させ、同係官に奥平の写真が貼付された小嶋幸一名義の一般旅券を発給させた上、その交付を受けた、というものである。

被告人は、平成12年6月12日の第一回公判期日において、公訴事実についての認否を黙秘したが、検察官請求の証拠の殆どが同意となり、逮捕手続きの適法性を中心に審理が行われて同年12月11日に結審し(求刑2年6月)、判決期日が平成13年2月5日と指定された。しかし、その後、検察官は、弁論の再開と訴因変更を請求した。原裁判所は、同日、弁論を再開して共犯者として重信こと奥平房子を追加する旨の訴因変更を認め、被告人が同女との共謀を否認したため、XXの証人尋問を採用し、3月までに3期日を指定したが、尋問予定の2期日についてXXが出頭せず審理は空転し、3月22日に同証人の尋問が予定されている。

このような審理の状況や本事案の性質、内容、共犯者らとの関係などに照らすと、原決定も認めるとおり、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められる。

次に、裁量保釈の当否についてみると、本事案事態が、その罪質、法定刑等からみて非常

に重大な事案であるとまではいえず、一旦は前期の求刑がなされていること、本件犯行が敢行されてから既に4半世紀が過ぎ、事案後程なく起訴された共犯者らは、いずれも執行猶予付きの判決を受けて確定していること、日本赤軍とはかかわりのない(略)が被告人の身柄引き受けを申し出ていることなどの事情が認められる。そうすると、これらの事情や罪証隠滅の恐れの程度を総合勘案すれば、事件関係者との接触禁止等の条件を付し、500万円の保証金をもって保釈を許可した原決定が、その裁量を逸脱しているとまでは認められない。

論旨は、理由がない。

よって、刑訴法426条1項後段により本件原告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成13年3月12日

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長裁判官	金山 薫
裁判官	飯田 嘉信
裁判官	高麗 邦彦

2. 保釈決定許可

被告人 山本万里子

昭和15年8月1日生

被告人に対する有印私文書偽造、同行使、免状等不実記載、旅券法違反被告事件について、平成13年2月22日弁護人大谷恭子、同川村理及び同虎頭昭夫から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は500万円とする。(2行略)

出監後は、下記の指定条件を誠実に守らなければならぬ。

ればならない。これに違反したときは、保釈を取り消され、保証金も没取されることがある。
指定条件

1. 被告人は、(身柄引受人氏名、住所略)に居住しなければならない。

住居を変更する必要が出来たときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。

2. 召還を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない)。

3. 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。

4. 3日以上の旅行をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。

5. XX、重信房子こと奥平房子等の本件関係者に対し、直接又は弁護人を除く他の者を介して面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。

平成13年3月9日

東京地方裁判所刑事第6部

裁判長裁判官	山崎 学
--------	------

という事で、山本さんは、当面は東拘の仲間の面会も控えて、リハビリと公判に集中するそうです。関西の救援の方のお話では、ふうちゃん『犯人蔵匿』容疑で保釈中の4人の方々も、実際におとなしくしているとの事。普通の事案ならそれほど神経質にならなくても良いのだが、事案が事案でもあり、余計な口実を与えないように、特別に注意して行動しなくてはならないと教えて頂きました。上記指定条件の3と5が曲者ようです。

No.98 Contents

21世紀最初の「土地の日」へのメッセージ 帰国者の裁判を考える会 2

日本赤軍問題その3 丸岡修 3

浴田由紀子さんからの便り 4

ルミ工動物記 戸平和夫 6

戸平和夫さんの公判報告 7

ご案内 8

読者からの便り 9

山本万里子さん公判報告 10

編集後記 アー、終わった。月刊に戻すときついなあ。4／14集まろう！(K)